

令和9年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験における
「大学等推薦選考」対象者の決定に関する要項

奈良県教育委員会

この要項は、令和9年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「R9採用試験」という）において行う選考区分「大学等推薦選考」の対象となる者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

1 推薦の対象となる大学等

推薦の対象となる校種等・教科の出願に必要な教諭一種免許状取得の課程認定を受けている大学または教諭専修免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院（以下「大学等」という）とする。

2 推薦の対象となる校種等・教科

一般選考で募集する校種・教科と同じ

3 推薦要件

次の(1)から(7)のすべての要件を満たし、学長等が推薦する者。

- (1) 奈良県公立学校教員を第一志望とし、選考試験実施の翌年度の採用を希望する者。奈良県内どこにでも勤務できる者。
- (2) 奈良県が求める教員にふさわしい資質・能力を有する^{※1}者で学業成績が優秀^{※2}な者。

※1

奈良県が求める人物像

- ・子どもの学ぶ意欲を高め、生涯にわたり学び続ける力をはぐくむ人
- ・豊かな人間性をもち、「生きる力」を備えた心身ともに健やかな子どもをはぐくむ人
- ・奈良の伝統、文化を理解し、地域と社会的絆の中で子どもをはぐくむ人

※2 取得単位の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上でかつ「優」以上が5割以上であること。ただし、「優」「良」「可」の評価は、大学等において100点満点に換算し、次のとおりとする。

（優：80点以上 良：70点以上80点未満 可：60点以上70点未満）

また、大学院及び教職大学院の区分から推薦する者については、大学院及び教職大学院での取得単科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

- (3) 上記の大学等に出願時に在籍し、令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みである者。
- (4) 推薦対象の校種・教科の普通免許状を現に所有する者または令和9年3月31日までに取得できる見込の者。
- (5) 昭和40年4月2日以降に出生した者。
- (6) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格事項のいずれにも該当しない者。
- (7) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者。

4 推薦手続等

(1) 提出書類

大学等は、次に掲げる書類を奈良県教育委員会に提出するものとする。大学等において書類をとりまとめ、封筒表面に「大学等推薦選考提出書類在中」と朱書きのうえ簡易書留により提出すること。

- ①推薦者名簿(様式1)
- ②推薦書(様式2)
- ③自己推薦文(様式3) ※自筆に限る
- ④成績証明書(大学が定める様式)
- ⑤成績内訳書(様式4)

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金) 必着

5 推薦人数

各大学(大学院)につき下記に示すとおりとする。

校種	教科	人数
小学校		5名
中学校		2名
	音楽・美術・技術・家庭	上限を設けない
高等学校		2名
	家庭・農業・工業・商業・情報	上限を設けない
特別支援学校		2名

6 対象者の決定

「3 推薦要件」をすべて満たし、期限までに、在籍する大学が提出した必要書類により推薦されたすべての者を「大学等推薦選考」対象者(以下「対象者」という)とし、R9採用試験における1次試験を免除する。

(ただし、1次試験において実技試験を課す校種・教科については、1次試験における筆記試験を免除し、実技試験は実施する。)

7 その他

- (1) R9採用試験への出願は志願者本人が行うこと。
- (2) 対象者が、他選考・他校種・他教科について重ねて出願することはできない。重複して出願したときは、いずれの出願も無効とする。
- (3) 対象者として R9採用試験に合格した後、この要項に定める推薦要件を満たさなかった場合は、合格を取り消す。
- (4) この選考区分で R9採用試験に合格した者に対しては、大学院在学・進学等による採用猶予の特例は認めない。

8 提出・問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局 教職員課 定数管理係
〒630-8502
奈良県奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-9852